

平成20年地方自治法施行令の一部改正概要

- ・ 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第3号関係）
- ・ 入札参加資格（地方自治法施行令第167条の4第2項関係）
- ・ 総合評価方式（地方自治法施行令第167条の10の2関係）

随意契約の対象範囲の拡大関係

障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設、小規模作業所を相手方とする随意契約において、物品を買い入れる契約については既に認められているところ、今回、役務の提供を受ける契約についても随意契約によることができる場合に加えることとする。

契約の相手方

- ・障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設
- ・障害者自立支援法第5条第21項に規定する地域活動支援センター
- ・障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- ・小規模作業所（障害者基本法第2条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）

随意契約の内容等

○役務の提供を受ける契約

（例）クリーニング、公園・建物の清掃、縫製作業、包装・組立、袋詰め、発送業務 等

（参考）

- ・物品を買い入れる契約

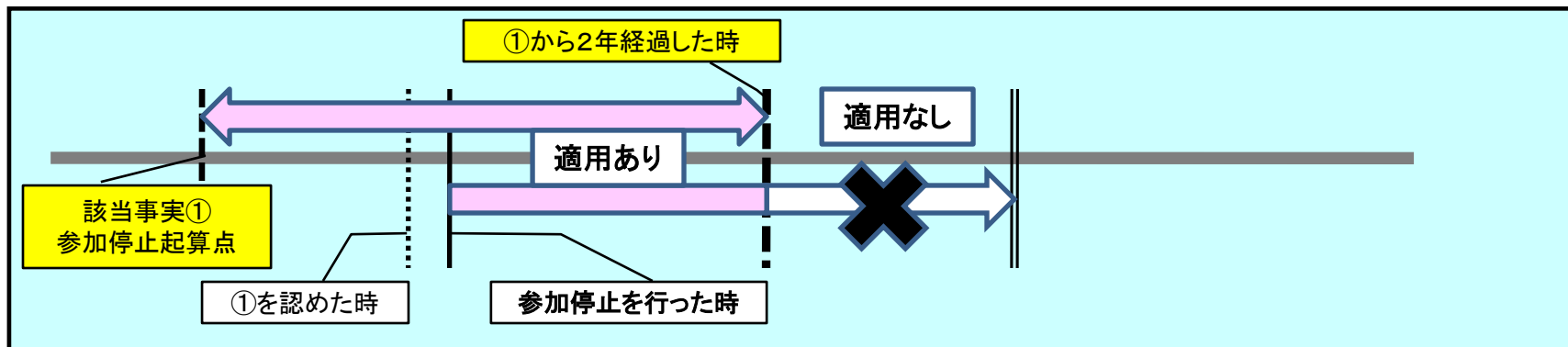
（例）石鹼、軍手、縫製品、のし袋セット、買物袋、竹炭製品、手作りロウソク、オリジナルタオル、麺類、椅子、花苗 等

不正行為に対する入札参加停止期間の延長関係

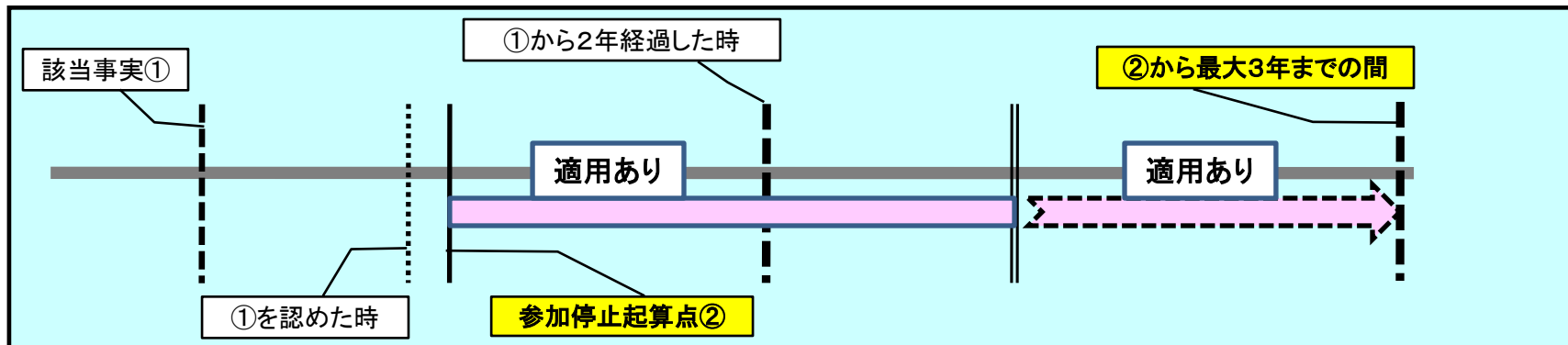
◎改正内容

- ・一般競争入札に参加させないことができる期間の上限を「2年間」から「3年間」に延長する。
- ・一般競争入札に参加させないことができる期限を「事実があった後2年」から「期限を置かない」こととする。

(改正前)

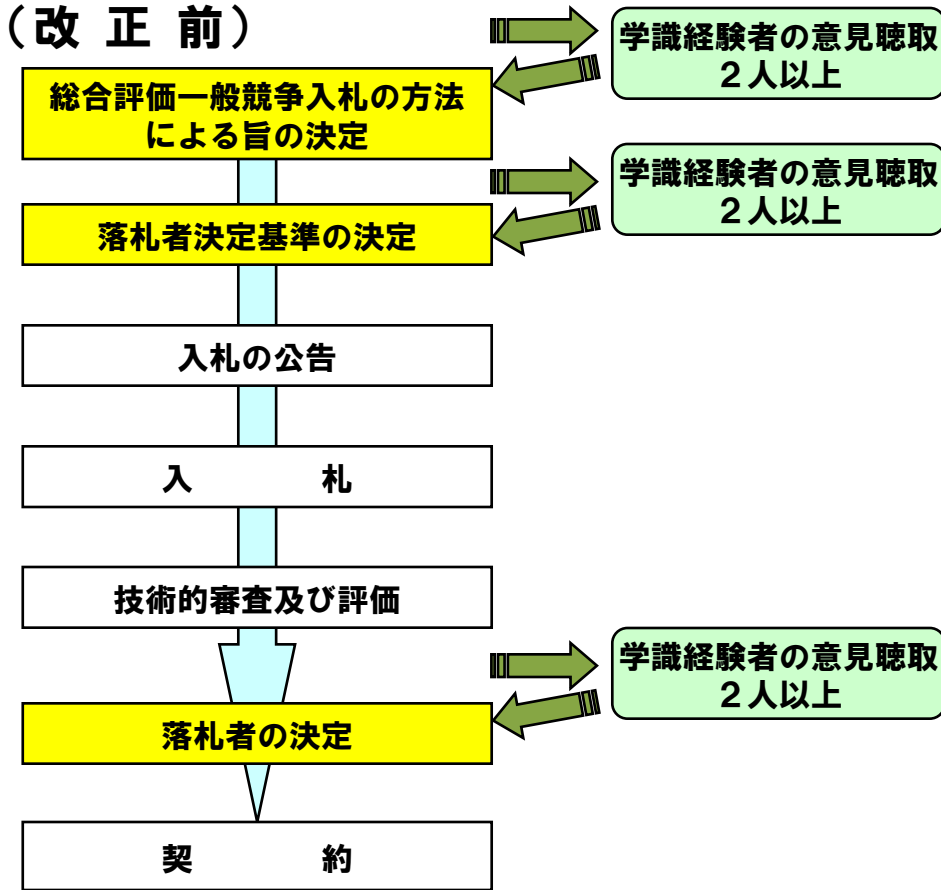


(改正後)



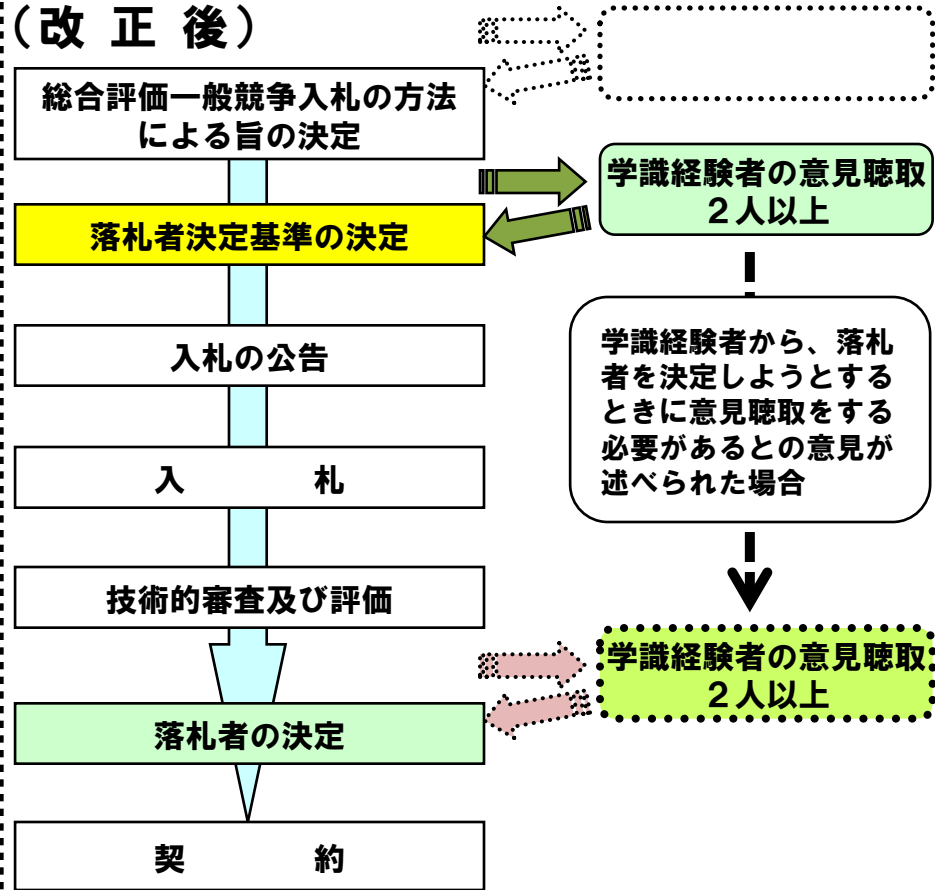
総合評価方式における学識経験者の意見聴取手続の簡素化

(改正前)



※総合評価方式による競争入札を行おうとするときは、
 ①総合評価一般競争入札の方法による旨の決定
 ②落札者決定基準の決定
 ③落札者の決定
 それぞれの場合において、学識経験者の意見を聴取しなければならず、手続が煩雑。

(改正後)



※学識経験者による意見聴取を、
 ②落札者決定基準の決定のみとした上で、
 当該意見聴取において落札者を決定しようとするときに意見聴取をする必要があるとの意見が述べられた場合は、
 ③落札者の決定の際にも学識経験者の意見を聴取しなければならない旨を規定。

(抜粋)「地方自治法施行令の一部を改正する政令等の公布について(通知)」
(平成20年2月14日付け 各都道府県知事あて総務省自治行政局長通知)

第2 その他

公共工事の入札及び契約の適正化については、従来より一般競争入札及び総合評価方式の導入・拡充について要請してきたところであるが、今般の改正により、当該方式のより一層の導入・拡充を図りたいこと。

また、公共工事以外の請負の契約についても、技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価方式による一般競争入札の導入・拡充を図ることが求められていることにも留意が必要であること。なお、一般競争入札の参加資格等については、競争性を十分に確保しつつ不良不適格業者の排除等についても配慮が必要であること。

※当該通知は、地方公共団体の入札・契約手続に関し、総合評価一般競争入札の手続の簡素化等を内容とする地方自治法施行令の改正に際して、運用に当たっての留意事項等について周知することを目的とし、発出したもの。